

広報

あいかわ

ひかり みどり ゆとり 協働のまち愛川

2019
(平成31年)

3/1

No.675



- 2 特集
3月はごみが多くなる季節です
「粗大ごみ」の出し方ガイド
- 4 町政情報館
県知事・県議会議員選挙
投票日は4月7日(日)です ほか
- 9 町の取り組みを紹介します
- 10 インフォメーション
- 14 シリーズ家庭
図書カードが当たるお楽しみクイズ
- 15 愛川トピックス
- 16 あいかわカレンダー



収集をお願いします!

3月はごみが多くなる季節です



「粗大ごみ」の出し方ガイド

3月は就学や就職、転勤などで引っ越しが多くなるため、出される粗大ごみも多くなる時期です。

今回の特集では、粗大ごみの出し方をまとめてご紹介します。

記事をご覧ください、適正なごみ処理にご協力をお願いします。

☎美化プラント ☎046(281)2258、046(281)2811



粗大ごみの出し方

粗大ごみは、家具や家電製品、自転車、布団など、一辺の長さが50センチメートルを超える物です。収集所へ出すことはできませんので、次のとおり美化プラントへ持ち込むか、戸別訪問収集をご利用ください。なお、オートバイやピアノ、畳など、町で回収できない物もあります。詳しくはお問い合わせください。

戸別訪問収集

1 電話で美化プラントへ申し込んでください

・粗大ごみの品目・数量・大きさや収集場所（自宅など）を、具体的にお知らせください。

・収集日や手数料（必要な「粗大ごみ収集処理申込券」の枚数）をお伝えしますので、お間違いのないように必ずメモをとってください。



・収集日は申込日のおおむね1〜2週間後になります。

◎受付時間

平日 午前8時30分〜正午、午後1時〜5時15分

土曜日 午前8時30分〜正午

2 「粗大ごみ収集処理申込券」を購入してください

・収集の手料金は、粗大ごみ1点につき500円です。

・申込券は住民課、ラビンプラザ、レ

ディースプラザのほか、町内の商店やコンビニエンスストアなどで購入できます。詳しくは町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

・購入した申込券に氏名などを記入して、粗大ごみに貼り付けてください。

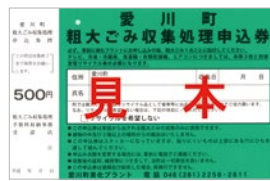
3 粗大ごみを屋外に出してください

・収集日の午前8時30分までに、申し込み時に指定した収集場所（庭など）に出しておいてください。

・建物内での作業は行いませんので、自宅敷地内の屋外に置いてください。

・収集時刻

の指定はできませんが、収集の際に立ち会っていただく必要はありません。



美化プラントへの持ち込み

◎受付時間

平日・祝日 午前9時〜11時30分、午後1時〜4時30分

土曜日 午前9時〜11時30分

◎持ち物

持ち込みができるのは町民の方のみです。住所が確認できる物（運転免許証など）をお持ちください。

◎手数料

粗大ごみ1点につき1000円です（現金でお支払いください）。



家電4品目を捨てる場合

家電のうち、エアコン（本体・室外機）、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は、「家電リサイクル法」に基づき、製造したメーカーがリサイクルを行います。

このため、別途リサイクル料金が必要になるほか、通常の粗大ごみと出し方が異なりますので、次の方法で適正に処理してください。

家電量販店に引き渡す方法

買い換えなどの際に、家電量販店にリサイクル料金と収集運搬料金を支払って、引き渡してください。

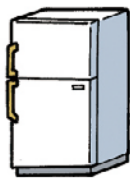
町が収集する方法

家電量販店への引き渡しができない場合は、次の手順で町が収集を行います。

- ① 自身でリサイクル料金を調べてください。リサイクル料金は、機器の種類やメーカー名などによって決まります。詳しくは、一般財団法人家電製品協会のホームページをご覧ください。
- ② 郵便局でリサイクル料金を支払い、「家電リサイクル券」を受け取ってください。
- ③ 2ページの「粗大ごみの出し方」に従って、美化プラントに持ち込むか、戸別訪問収集を申し込んでください。

※②の料金とは別に、家電1点につき持ち込みの場合は1100円、戸別訪問収集の場合は「粗大ごみ収集処理申込券」1500円分が必要です。

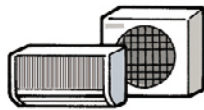
※持ち込みの場合は「家電リサイクル券」をお持ちください。戸別訪問収集の場合は、汚れないようビニール袋に「家電リサイクル券」を入れ、家電の分かりやすい位置に掲示してください。



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機



エアコン



テレビ



パソコンを捨てる場合

パソコン（デスクトップ型、ノート型、ディスプレイ一体型）、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイは、製造したメーカーが回収し、リサイクルを行います。また、メーカーが倒産している場合や自作パソコンの場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会が回収します。

費用や回収の方法など、詳しくは同協会のホームページをご覧ください。

一般社団法人パソコン3R推進協会
 ☎ 03(5282)7685
<http://www.pc3r.jp/>

家電4品目やパソコンの「無料回収」をうたう業者の中には、「無許可」の悪質な業者もいます。悪質な業者に機器を引き渡すと、不法投棄や不適切処理による環境汚染のほか、高額請求により自身や被害を受ける可能性があります。粗大ごみは、正しく処理しましょう！

紙類を捨てる場合

3月は新生活の準備などで、不要な紙類も多くなります。荷物を入れていた段ボールや、緩衝材として使用した新聞紙、不要となった雑誌・書籍などの紙類は、新しい紙にリサイクルできる大切な資源です。

紙類は「もやすごみ」として出さずに、リサイクルをお願いします。「資源A」の回収日にごみ収集所に出すほか、地域の紙類再資源化収納庫へ出したり、集団資源回収を利用したりして、リサイクルとごみの減量化にご協力ください。

「ごみ・資源物収集カレンダー」を新聞折り込みで配布します

平成31年度の「ごみ・資源物収集カレンダー」は、3月18日（月）の朝刊（朝日・毎日・読売・神奈川・産経・東京・日経）への折り込みで配布します。新聞を購読していない方は、役場本庁舎、ラビンプラザ、レディースプラザなどの公共施設や、コンビニエンスストア、町ホームページなどで配布しますので、ご利用ください。



デスクトップ型パソコン本体



ノート型パソコン



液晶ディスプレイ一体型パソコン



ブラウン管ディスプレイ一体型パソコン



ブラウン管ディスプレイ



液晶ディスプレイ



選挙

県知事・県議会議員選挙
投票日は4月7日(日)です

選挙管理委員会事務局 ☎(内線)3225

神奈川県知事および神奈川県議会議員選挙の投票が、4月7日(日)に行われます。投票は午前7時から午後8時まで、町内12カ所の投票所で行われ、即日開票されます。

県の将来を託す代表者を選ぶ大切な選挙です。「投票は政治参加の第一歩」、貴重な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

投票所

投票所はお住まいの地域によって異なります。投票所入場整理券に投票所の施設名と案内図を記載していただきますので、ご確認の上お出掛けください。

投票所入場整理券

投票の日時や投票所の場所、期日前投票などのご案内のため、投票所入場整理券を世帯ごとに封書で郵送します。封書一通につき最大6人までの整理券が同封されていますので、投票の際には自分の氏名が記載されている整理券をお持ちください。

期日前投票の際には、事前に整理

券裏面の「期日前投票用請求書(兼宣誓書)」にご記入しお持ちください。記載例は宛名台紙の裏面にあります。

整理券は、選挙の周知や投票所・期日前投票所での受け付けをスムーズにするためのものです。整理券を無くしてしまった場合でも投票できますので、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、投票所・期日前投票所へお越しください。

期日前投票所

やむを得ない理由により、投票日当日に投票所で投票できない方は、投票日の前に期日前投票をすることが出来ます。

◎期間 県知事選挙と県議会議員選挙とでは、期日前投票の開始日が異なりますのでご注意ください。

県知事選挙 3月22日(金)～4月6日(土)

県議会議員選挙 3月30日(土)～4月6日(土)

◎時間 午前8時30分～午後8時(土曜・日曜、昼休み時間も投票できます)

不在者投票

次に該当する方は、それぞれの場所です。いずれも愛川町の選挙人名簿に登録されている方が対象です。詳しくはお問い合わせください。

① 都道府県選挙管理委員会から指定された施設または病院。

② 愛川町以外の市区町村に滞在中の方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会。

郵便投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証のいずれかをお持ちの方で、それぞれの要件に該当する方は、郵便による投票が出来ます。

次のいずれかに該当し、郵便投票をご希望の方は、事前に手続きが必要ですのでお問い合わせください。

◎身体障害者手帳をお持ちの方

- ・両下肢または体幹、移動機能の障がい程度が1級または2級の方
- ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい程度が1級または3級の方

- ・免疫、肝臓の障がい程度が1級から3級の方

◎戦傷病者手帳をお持ちの方

・両下肢または体幹の障がい程度が特別項症から第2項症の方

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい程度が特別項症から第3項症の方

◎介護保険被保険者証をお持ちの方
・要介護状態区分が「要介護5」の方

選挙公報の配布

候補者の氏名・経歴・政見などを記載した選挙公報は、4月初旬に新聞各社の朝刊に折り込みでお届けします。折り込みを行う新聞は、朝日・毎日・読売・産経・日本経済・神奈川・東京の7紙で、これらの新聞を購読していない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

なお、選挙公報は役場、ラビンプラザ、レディースプラザなどの公共施設にも置きますのでご利用ください。また、「広報あいかわ等個別配布希望者登録制度」をご利用の世帯には、選挙公報をお届けします。



投票できる人

今回の選挙で投票できる方は次のとおりで、いずれも平成13年4月8日以前に生まれた方が対象です。下記の表□に該当する場合は投票できません。

●神奈川県知事選挙

区分	届け出などの時期	投票の場所など
	住所を変えず、投票日まで町内に住んでいる方	愛川町で投票できます。
愛川町へ転入届を出した方	平成30年12月20日までに転入届を出した方	愛川町で投票できます。
	平成30年12月21日から平成30年12月28日までに転入届を出した方	<ul style="list-style-type: none"> ●県外からの転入者 平成31年3月28日以降は愛川町で投票可能ですが、平成31年3月27日以前は投票できません。 ●県内の他市町村からの転入者 平成31年3月27日以前は次の全てに該当する場合、前住所地で投票できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・前住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている。 ・平成30年12月7日（期日前投票の場合は、投票する日の4カ月前）以降に前住所地の市区町村を転出した。 ・投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示、または引き続き県内に住所を有することについての確認を受ける必要があります。 平成31年3月28日以降は愛川町で投票できます。
	平成30年12月29日以降に転入届を出した方	<ul style="list-style-type: none"> ●県外からの転入者 今回の選挙では投票できません。 ●県内の他市町村からの転入者 次の全てに該当する場合、前住所地で投票できます。愛川町では投票できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・前住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている。 ・平成30年12月7日（期日前投票の場合は、投票する日の4カ月前）以降に前住所地の市区町村を転出した。 ・投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示、または引き続き県内に住所を有することについての確認を受ける必要があります。
愛川町へ転出届を出した方	平成30年12月20日までに新住所地の市区町村へ転入届を出した方	<ul style="list-style-type: none"> ●県外への転出者 今回の選挙では投票できません。 ●県内の他市町村への転出者 新住所地で投票できます。
	平成30年12月21日から平成30年12月28日までに新住所地の市区町村へ転入届を出した方	<ul style="list-style-type: none"> ●県外への転出者 今回の選挙では投票できません。 ●県内の他市町村への転出者 平成31年3月27日以前は次の全てに該当する場合、愛川町で投票できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・愛川町の選挙人名簿に登録されている。 ・平成30年12月7日（期日前投票の場合は、投票する日の4カ月前）以降に愛川町を転出した。 ・投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示、または引き続き県内に住所を有することについての確認を受ける必要があります。 平成31年3月28日以降は新住所地で投票できます。
	平成30年12月29日以降に新住所地の市区町村へ転入届を出した方	<ul style="list-style-type: none"> ●県外への転出者 今回の選挙では投票できません。 ●県内の他市町村への転出者 次の全てに該当する場合、愛川町で投票できます。新住所地では投票できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・愛川町の選挙人名簿に登録されている。 ・平成30年12月7日（期日前投票の場合は、投票する日の4カ月前）以降に愛川町を転出した。 ・投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示、または引き続き県内に住所を有することについての確認を受ける必要があります。

●神奈川県議会議員選挙

区分	届け出などの時期	投票の場所など
	住所を変えず、投票日まで町内に住んでいる方	愛川町で投票できます。
愛川町へ転入届を出した方	平成30年12月28日までに転入届を出した方	愛川町で投票できます。
	平成30年12月29日以降に転入届を出した方	<ul style="list-style-type: none"> ●県外からの転入者 今回の選挙では投票できません。 ●県内の他の市町村からの転入者 次の全てに該当する場合、前住所地で投票できます。愛川町では投票できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・前住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている。 ・平成30年12月7日（期日前投票の場合は、投票する日の4カ月前）以降に前住所地の市区町村を転出した。 ・投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示、または引き続き県内に住所を有することについての確認を受ける必要があります。
愛川町へ転出届を出した方	平成30年12月28日までに新住所地の市区町村へ転入届を出した方	<ul style="list-style-type: none"> ●県外への転出者 今回の選挙では投票できません。 ●県内の他市町村への転出者 新住所地で投票できます。
	平成30年12月29日以降に新住所地の市区町村へ転入届を出した方	<ul style="list-style-type: none"> ●県外への転出者 今回の選挙では投票できません。 ●県内の他市町村への転出者 次の全てに該当する場合、愛川町で投票できます。新住所地では投票できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・愛川町の選挙人名簿に登録されている。 ・平成30年12月7日（期日前投票の場合は、投票する日の4カ月前）以降に愛川町を転出した。 ・投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示、または引き続き県内に住所を有することについての確認を受ける必要があります。

窓口 3月31日、4月6日・14日、5月1日に 休日窓口を開設します

☎住民課住民窓口班(内線)3312

住所の変更が多くなる時期を迎えます。平日に手続きに来られない方のため、住民課で休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

◎日時 3月31日(日)、4月6日(土)・14日(日)午前8時30分～正午、5月1日(水・祝)午前8時30分～午後5時15分

◎場所 役場1階住民課

◎取り扱い業務

・転居、転入、転出などの住所異動手続き(海外からの転入は除く)

・住民票の写しの交付(広域交付住民票は除く)

・印鑑登録および印鑑登録証明書の交付

・戸籍謄抄本の交付

・特別永住者証明書などに関する手続き

・個人番号カードの交付(交付通知が届いた方)

※住民基本台帳ネットワークに関連する事務は取り扱いません。

窓口 「住民票の写し」「印鑑登録証明書」は 電話予約した方に休日交付します

☎住民課住民窓口班(内線)3314

平日に役場へ来られない方のため、土曜・日曜・祝日などの閉庁日に、事前電話予約による証明書の交付を行っています

◎交付する証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書

◎予約の受け付け 受付日は、交付を希望する日の前7日間の平日です。午前8時30分～午後5時に、住

民課へ電話で予約をしてください。予約者および証明書の受領者は、本人または本人と同一世帯にある方に限ります。

印鑑登録証明書の交付を希望する方は、予約の際に印鑑登録証(カード)をお手元にご用意ください。予約の際に、受取場所(役場1階住民課、半原・中津連絡所)を指定

していただきます。

◎受け取り方法 受け取りを希望した日に、予約の際に指定した受取場所へお越しください。時間は、役場1階住民課が午前8時30分～午後5時、半原・中津連絡所が午前8時30分～午後10時です。

受け取りの際には、次の物をお持ち

ちくください。

・来庁した方の本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、写真付き住民基本台帳カード、健康保険証など)

・手数料(一通につき300円)

・印鑑登録証明書の場合は印鑑登録証(カード)

窓口 各種証明書は半原・中津連絡所でも 交付します

☎住民課住民窓口班(内線)3312

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本(全部事項証明書)、戸籍抄本(個人事項証明書)、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書、住民票記載事項証明書は、半原連絡所(ラビンプラザ内)と中津連絡所(レディースプラ

ザ内)でも交付していますので、ぜひご利用ください。

◎受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分(年末年始とラビンプラザ、レディースプラザの休館日を除く)

届け出や証明書の 交付申請には本人確認が できるものをお持ちください

本人に成り済ました第三者による虚偽の届け出を防止するため、また、戸籍や住民基本台帳に記載された個人情報保護のため、住民異動届などの各種届け出や住民票の写し、戸籍謄抄本の交付申請などを受け付ける際の「本人確認」が義務化されています。

役場や連絡所の窓口へお越しの際には、運転免許証や個人番号カード、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、在留カード、健康保険証、年金手帳などの本人確認ができるものをお持ちください。手続きによっては、複数の提示が必要となります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

☎住民課住民窓口班(内線)3314

税金

軽自動車税(軽自動車・原動機付自転車)の課税基準日は4月1日です

税務課 町民税班(内線)3274

軽自動車税の課税基準日は毎年4月1日です。軽自動車や原動機付自転車の所有者などを変更した場合は、3月29日(金)までに必ず手続きをしてください。

車種によって手続きの場所や必要書類が異なりますので、あらかじめ電話などで確認の上、お出掛けください。



区分	窓口
原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車	愛川町役場 税務課
二輪の軽自動車(125cc超~250cc)	軽自動車協会相模支所 ☎050(5540)2037
二輪の小型自動車(250cc超)	関東運輸局神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2037
軽三輪自動車、軽四輪自動車	軽自動車検査協会相模支所 ☎050(3816)3120

はがきを使った架空請求にご注意を!

公的機関のような名称を名乗る相手から、「民事訴訟最終通達書」というような題名のはがきが届いたという相談が急増しています。訴訟に関する書類は、はがきでは届きません。このようなはがきは無視してください。不安な場合は下記へご相談ください。

愛川町消費生活相談 ☎(内線)3319
かながわ中央消費生活センター ☎045-311-0999

民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号(せ)086

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から契約不履行による新状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通知し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 平成31年 2月15日

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口

03-████-████
受付時間(日、祝日は除く)

平日9:00~20:00 / 土曜日11:00~17:00

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地3号

実際に町民の方へ届いたはがきです

協働

福祉のまちづくり推進委員会の委員を募集します

福祉支援課 地域福祉班(内線)3352

町民皆さんの声をまちづくりに生かすため、福祉のまちづくり推進委員会の委員を次のとおり募集します。皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

◎主な設置目的 町地域福祉計画・地域福祉活動計画、障がい者計画、障がい福祉計画などを推進するための調査・研究をします。

◎応募資格 次の要件を全て満たす方
・町内在住または在勤・在学の方や、町内に事務所・事業所をお持ちの方などで、原則として平日の日の中の会議に出席できる方

・他の審議会などの公募委員でない方
・町職員および町議会議員でない方

◎任期 2019年6月1日〜2021年5月31日(2年間)

◎報酬 会議1回につき8千円

◎募集人数 2人

◎年間開催予定数 2回程度

◎応募期限 3月28日(木)

◎応募方法 「審議会等委員応募申込書」に必要事項を記入し、福祉支援課へ提出してください。郵便・ファクス・電子メールでも受け付けます。申込書は福祉支援課、役場1階町政情報コーナー、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町ホームページで配布しています。

☎046(285)6010

✉fukushi-shien@town.akawakanagawa.jp

残りわずか!

フレーム切手 「宮ヶ瀬ダム」

町と日本郵便株式会社南関東支社が共同して作成した、オリジナルフレーム切手「宮ヶ瀬ダム」が販売中です。在庫が少なくなっていますので、この機会にぜひお買い求めください。

◎価格 1シート1,300円(税込み)

※82円切手10枚で構成

◎販売所 町内の郵便局(愛川局、中津局、愛川田代局、半原局、高峰局)



各郵便局へ

高齢者

高齢者世帯の方、ご家族の方
在宅介護支援センターをご活用ください

☎高齢介護課長寿いきがい班 ☎(内線) 33338

特別養護老人ホームの「ミノワホーム」「志田山ホーム」、介護老人保健施設の「せせらぎ」は、町からの委託で「在宅介護支援センター」を開設しています。

自宅で高齢者の介護をしている方の相談に応じるほか、介護用品の紹介や保健・福祉サービスの案内・手続きなど、在宅介護や高齢者の生活に関するさまざまな支援を行っています。

ます。また、一人暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯への見守り訪問も実施しています。

相談は無料で、秘密は固く守られます。24時間いつでも受け付けていますので、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

開設施設	所在地	電話番号
ミノワホーム	角田 140-3	046(285)3535
志田山ホーム	三増 2727	046(281)4313
せせらぎ	角田 4369-18	046(281)4165

子育て

私設保育施設入所児童の保護者に
助成金を交付します

☎子育て支援課子ども保育班 ☎(内線) 3363

子育て世帯の経済的負担軽減のため、私設保育施設に入所している児童の保護者に助成金を交付します。

◎対象 町内在住で、私設保育施設に入所している児童の保護者(該当施設は、お問い合わせください)

◎助成金額 児童1人当たり月額2500円

◎申請方法 次のものをお持ちの上、子育て支援課へ。

①交付申請書

②在園証明書

③町保育所条例第3条に規定する保育の認定基準を満たす児童の保護者であることが分かるもの(就労証明書、母子健康手帳など)

④印鑑(スタンプ印は不可)

※①～③の用紙は、子育て支援課、町ホームページなどで配布しています。

◎申請期限 3月15日(金)

COOL CHOICE

未来のために、いま選ぼう。

クールチョイス
愛川町は「COOL CHOICE」に賛同しています!

環境省COOL CHOICE MOE 萌えキャラクター
君野イマ



環境省COOL CHOICE MOE 萌えキャラクター
君野ミライ

町では、環境に配慮したライフスタイルを選択していこうという「COOL CHOICE (賢い選択)」に賛同することを宣言しました。

これは、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比26%削減するという、政府が掲げる目標を達成するため、事業者や国民が一丸となって、省エネ・低炭素型の製品への買い替え・サービスの利用など、環境に配慮したライフスタイルを「選択」していこうという国民運動です。



「COOL CHOICE 賛同証明書」を持つ小野澤町長

「COOL CHOICE」の具体例

- ・節電、節水 ・環境に配慮した製品への買い替え
- ・ウォームビズ(温かい服装などにより、暖房に頼りすぎない)
- ・省電力(LED照明の利用や、こまめな電源オフなど)

町が取り組む「COOL CHOICE」

- ・クールビズの実施 ・LED照明への更新
- ・電気自動車を導入 ・町施設への太陽光発電設備の設置 など

あなたも「COOL CHOICE」に賛同しませんか?

環境省では、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、「COOL CHOICE」への賛同登録を広く呼び掛けています。皆さんの積極的な賛同をお願いします。詳しくは環境課へご連絡ください。

☎環境課環境対策班 ☎(内線) 3514

\\ もっと住みやすい愛川を目指して... \\ 町の取り組みを紹介します



中津川河川敷の整備を実施！

県厚木土木事務所が中津川河川敷の整備を進めています。

これは、河川の流路整備や雑木の伐採などを行うことで、洪水対策や不法投棄対策、また外来種対策など、良好な河川環境の形成に努めているものです。

本年度は、中津川マス釣場の上流付近の整備を行ったほか、現在、平山橋上流付近や中津・若宮地区で整備を実施しています。

☎道路課国県道対策班 ☎(内線)3417



中津川マス釣り場上流付近



中津・若宮地区



日本語版

英語版

インバウンドにも対応！ 三増合戦場跡に新たな案内看板を設置

三増合戦場跡に、史跡をPRするための新たな案内看板を設置しました。

この看板は、三増合戦にまつわる史跡を紹介するために、三増合戦場碑の近くに設置したもので、騎馬武者のイラストのほか、町ホームページを閲覧できる2次元コードも掲載しています。また、日本語版と英語版の両面仕様となっており、外国人観光客の皆さんにも、三増合戦の歴史を知っていただけるようになっています。

☎商工観光課観光振興班 ☎(内線)3523



炊き出し訓練

講話の様子

災害ボランティアコーディネーター 養成講座・防災教室を開催

1月26日、福祉センターで「災害ボランティアコーディネーター養成講座・防災教室」を開催しました。

これは、災害発生時にボランティアの運営・調整などの活動を担う「災害ボランティアコーディネーター」を育成することを目的としたものです。参加者の皆さんが炊飯袋を使った炊き出し訓練や、災害ボランティアセンター運営訓練を行ったほか、厚木警察署員による災害時の警察の活動についての講話や、「災害伝承10年プロジェクト」の語り部・松田富子さん(岩手県遠野市)による「東日本大震災で生まれた絆」と題した講話が行われました。

☎危機管理室危機管理班 ☎(内線)3782

高校生へ町職員がメッセージ！ 「未来を担う人づくり特別授業」を開催

1月25日、県立愛川高校で町職員6人が特別授業を行いました。

これは、町と愛川高校が連携した「アクティブラーニング事業」



特別授業の様子

の一環として実施したものです。町職員は同校2年生の各教室で生徒たちへ向けて、学生時代の経験や町職員になったきっかけなどに触れながら、担当している業務内容と共に仕事の魅力ややりがいなどについて語りました。

講義を行った町職員からは、「今回の授業を通して、自分がなぜ公務員になったのかを思い出し、初心に帰ることができた」といった感想があがりました。

☎生涯学習課青少年教育班 ☎(内線)3642

文化会館催し案内

ホール					
月日	催し	開演	終演	主催	入場
3月3日(日)	愛川ウインドオーケストラ 第27回定期演奏会	午後1時 30分	午後3時 15分	愛川ウインドオーケストラ 関谷 ☎080(5180)0412	無料 (先着535人)
3月10日(日)	第41周年記念 愛川町民謡協会発表会	午前10時 30分	午後4時	愛川町民謡協会 原 ☎046(286)0872	無料 (先着535人)
3月16日(土)	A・I・K・A・W・A 薫風祭	午後1時 30分	午後4時 30分	神奈川県立愛川高等学校 中田 ☎046(286)6203	無料 (先着535人)
3月17日(日)		午後2時	午後4時 30分		
3月23日(土)	リトルフェローピアノ 発表会	午前10時 30分	午後4時	リトルフェローピアノの会 豊島 ☎046(285)5155	無料 (先着535人)
3月24日(日)	愛川町児童合唱かえるの学校 第1回定期演奏会	午後2時	午後4時	かえるの学校 菅原 ☎090(9148)9295	無料 (先着535人)

展示			
月日	催し	主催	備考
3月14日(木)～ 17日(日)	愛川町押花協会 15周年記念作品展	愛川町押花協会 梅澤 ☎046(286)4446	午前10時から午後4時まで 最終日は午後3時まで (展示室・展示コーナーにて展示)
3月20日(水)～ 28日(木)	愛川町写真クラブ 会員写真展	愛川町写真クラブ 高橋 ☎046(281)1329	午前9時30分から午後4時まで 初日は午後1時から (展示室・展示コーナーにて展示)

※展示会場は1階で、入場は無料です。通常の展示時間は午前9時～午後5時です。※毎週火曜日は休館です。
※お問い合わせは直接主催者をお願いします。

相談

町民相談 ①住民課住民相談班 ☎(内線)3319	
法律相談《完全予約制》	3月1日(金)・14日(木) 午前10時～午後3時 ※4月は5日(金)・18日(木)
司法書士法律相談	3月13日(水) 午後1時～4時
行政書士相談	3月14日(木) 午後1時～4時
交通事故相談	3月27日(水) 午後1時～4時
不動産相談	3月28日(木) 午後1時～4時
消費生活相談	3月4日・7日・11日・14日・18日・ 25日・28日 午前10時～午後3時
人権・行政こまりごと相談	3月8日(金) 午前10時～11時30分

※法律相談は弁護士が対応します。予約は相談日の7日前から受け付けます
(その日が祝日の場合は翌開庁日から)。
※法律相談以外は予約優先です(予約がない場合は、当日の受け付けもできます)。
※相談当日は、住民相談班へお越しください。
※相談窓口が分からないときは、お気軽にお問い合わせください。

教育相談 ①教育開発センター ☎046(206)1061	
来所相談	毎週月～木曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時
出張相談	レディースプラザ 3月4日(月) ラビンプラザ 3月18日(月) ※前週金曜日までに 電話で予約してください。
電話相談	平日 午前9時～午後4時

※不登校・いじめ・校外活動・非行・就学相談など。

ハローワーク就労相談会 ①商工観光課商工労政班 ☎(内線)3523	
ハローワーク職員による就労相談	3月7日(木)午後1時～3時 役場1階町政情報コーナー

犬のしつけ教室

愛犬のしつけに関するお悩みや困り事はありますか。プロのドッグトレーナーによる教室を開催します。愛犬と一緒に、しつけや飼い方についての正しい知識を楽しく学びましょう。

日3月16日(土)午後1時30分～3時30分(受け付けは午後1時15分～) **所**役場庁舎裏(雨天の場合は役場4階会議室で飼い主のみの受講) **人**町に登録済みで、平成30年度に狂犬病予防注射を受け、注射済票の交付を受けている犬15頭(原則として1家族につき1頭、先着順)。飼い主のみの参加も可能です。

師ドッグライフプランナーズ 岸良一さん(「犬には優しく、オーナーには厳しく」をモットーに、今までに1,000組以上の犬とオーナーの指導を手がけ、その指導は「優れた状況・情報分析力を駆使したトレーニング」として、高い評価を受けています) **他**会場での犬同士のけんかや感染症対策などについては、飼い主の責任でご対応ください。

申3月4日(月)～15日(金)に下記へ。

問環境課環境対策班 ☎(内線)3514

八菅神社 春の例祭

3月28日(木)

午前10時～少年剣道大会/正午～火渡り

「あいかわ景勝10選」の一つ、八菅山と八菅神社。八菅山一帯はかつての山岳信仰の聖地で、八菅神社は修験者たちが集う道場として栄えてきました。

毎年、八菅神社の「春の例祭」で行われる火渡りは、山伏装束の人たちが燃え盛る火の中を歩き、一年の無病息災を祈る伝統行事で、一般の見学者も火渡りを体験することができます。

八菅神社や「八菅山いこいの森」、新しくなった展望台など、歴史と自然に彩られた八菅山へ、ぜひお出掛けください。

問商工観光課
観光振興班
☎(内線)3523



自治体ニュースアプリ「マチイロ」で広報紙や町の情報を配信
問 総務課広報・シティセーラズ班 ☎(内線)3222

スマートフォンなどで町の情報を見ることが出来ます。ぜひご利用ください。

施設ガイド

スポーツ施設の抽選予約

スポーツ施設の利用予約は、スポーツ施設予約システムをご利用ください。

◎予約できるスポーツ施設 田代運動公園、三増公園(テニスコートのみ)、第1号公園体育館、中津工業団地第1号公園、中津工業団地第2号公園、坂本運動場、坂本体育館、志田運動場、小沢ソフトボール場
※厚木市・清川村のスポーツ施設も抽選予約できます

今月の抽選予約 6月利用分
抽選結果 4月2日(火)

当選者は4月末日までに本予約をしてください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。愛川

町の施設を2回無断でキャンセルすると半年間予約ができなくなります。

問スポーツ・文化振興課
☎(内線)3632

みんなのつどい

「おはなしたんぽぽ」の皆さんによる、絵本の読み聞かせ、パネルシアターなどを行います。一緒に楽しいひとときを過ごしましょう。

日3月16日(土)午前10時30分～
所文化会館1階リハーサル室 **申**予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

問図書館 ☎046(285)6963

3月の休館日・休園日

第1号公園	毎週火曜日
田代運動公園、三増公園陸上競技場	毎週火曜日、22日(金)
町民活動サポートセンター	毎週水曜日
文化会館	毎週火曜日
ラビンブラザ、レディースブラザ	26日(火)
図書館	毎週火曜日、1日(金)
郷土資料館	毎週月曜日



お知らせ

神奈川県最低賃金は時間給 983 円です

最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称を問わず、県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

なお、次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ・精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・臨時に支払われる賃金
- ・1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ・時間外・休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

問 神奈川県労働局労働基準部賃金室 ☎045(211)7354

春の火災予防運動

3月1日(金)～7日(木)は春の火災予防運動を実施中です。

今の季節は空気が乾燥し火災が起こりやすく、強風にあおられ大火事になる恐れがあります。一人一人が防火の重要性を認識し、火災を起こさないよう注意しましょう。

◎平成30年度全国統一防火標語

「忘れてない? サイフにスマホに火の確認」

◎住宅防火 命を守る7つのポイント

3つの習慣

- ・寝たばこは絶対にしない
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・こんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ・火を小さいうちに消すために、住

宅用消火器などを設置する
・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる
問 消防課予防班 ☎046(285)3131

神奈川県働き方改革推進支援センター

県では、「働き方改革」に取り組む事業主の皆さんを支援します。就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士、中小企業診断士などの専門家が無料でご相談に応じます。

◎本所 横浜市中区尾上町5-80神奈川県中小企業センター 9階 ☎045(307)3775

◎出張所 海老名市めぐみ町6-2 海老名商工会議所 ☎046(204)6111

◎受付時間 平日の午前9時～午後5時

☒ hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp

休日納税・相談窓口

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が納められ、納税相談もできます。

日 3月30日(土)・31日(日)午前8時30分～午後5時 所 役場1階税務課

今月の納税・納付期限

【国民健康保険税】第10期分

【介護保険料】第10期分

【後期高齢者医療保険料】第9期分
納期限は、4月1日(月)です。

がんばれ! SC相模原!

試合日程(ホームゲーム)

◎会場 相模原ギオンスタジアム(相模原市南区下溝4169)

日にち	キックオフ	対戦相手
3月10日(日)	午後1時	カターレ富山
3月24日(日)	午後1時	ガイナレ鳥取

保健師から一言

「姿勢」と「健康」

ご自分の普段の姿勢を意識したことはありますか? 健康な体を維持するためには、正しい姿勢を保つことも大切です。

姿勢が悪いと体のバランスが崩れ、背骨がゆがんでしまいます。背骨には重要な神経が通っているので、背骨がゆがむと腰痛や肩こりの原因になるほか、内臓の働きが低下するなどの影響が出ます。

このように、姿勢と健康には密接な関係があります。また、健康だけでなく、正しい姿勢をとることで美しく見える効果もあります。

正しい姿勢とは

◎立っている時

- ・あごを少し引いて、おなかは軽く上へ引き上げ、肩の力を抜く。
- ・両足に均等に体重をかけ、上半身は上から引っ張られているような感じで背筋を伸ばす。

◎座っている時

- ・椅子には深く座る。背筋を伸ばして、あごを少し引く。
- ・股関節と膝の関節はほぼ垂直に。足の裏は全体を床につける。

正しい姿勢は、頭で考えて保つのではなく、筋肉が緊張することで保つものです。正しい姿勢を保つためにも、適度に体を動かして、筋肉をつけるように心掛けてみましょう。



音声版広報あいかわ 録音ボランティアグループ「かえでの会」のご協力により、視覚障がい者の方に向けて音声データ化されています。ご希望の方は社会福祉協議会へご連絡ください。問 社会福祉協議会 ☎(内線) 3792

保健ガイド

問い合わせは健康推進課へ
☎(内線)3341

お子さんの歯科保健指導

日 3月28日(木) 所 むし歯予防教室は健康プラザ3階健康づくり室、2歳児歯科健診は同2階健診室 物 母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル 他 むし歯予防教室は午前10時～正午ごろ。開始時間を過ぎての入室はできません。2歳児歯科健診では、身長・体重測定も行います。対象者には3月上旬に必要な書類をお送りしますので、届かない方はご連絡ください。育児について心配事のある方は、保健師・栄養士が相談をお受けします。

歯科保健指導	対象	受け付け
むし歯予防教室	平成30年2月生まれ	午前9時30分～9時55分
2歳児歯科健診	平成29年2月生まれ	午後0時45分～1時30分
	平成28年8月生まれ	午後1時30分～2時15分

すくすく親子健康相談・ヘルスあっぷ相談

お子さんの発育・発達の確認や予防接種などの育児相談、大人の方の生活習慣病や健康、食事などに関する相談を、保健師・栄養士・看護師がお受けします。大人の方は身体測定、体脂肪測定、血圧測定なども行います。

日 3月25日(月)午前9時30分～11時 所 健康プラザ2階健診室 人 町内在住で、すくすく親子健康相談は就学前のお子さんと保護者、ヘルスあっぷ相談は40歳以上の方 物 母子健康手帳(お子さん)、健康手帳(お持ちの方のみ) 申 予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

乳幼児の健康診査

対象となる方には3月下旬に必要な書類を送付しますので、届かない場合はご連絡ください。健診時間・開場時間は通知でご確認ください。

所 健康プラザ2階健診室

対象	期日	持ち物
4カ月児(平成30年11月生まれ)	4月2日(火)	母子健康手帳、問診票
10カ月児(平成30年6月生まれ)	4月4日(木)	母子健康手帳、問診票
1歳6カ月児(平成29年9月生まれ)	4月24日(水)	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル
3歳6カ月児(平成27年9月生まれ)	4月9日(火)	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル、当日の朝の尿、視力・聴力の調査票(記入済みのもの)

食品衛生責任者講習会

食品などに関わる事業者の責務と、食中毒予防についての講習を行います。

日 3月20日(水)午後2時～3時30分(受け付けは午後1時30分～) 所 県厚木合同庁舎2号館4階AB会議室(厚木市水引2-3-1) 人 全ての業種の方90人(先着順) 物 食品衛生責任者手帳、筆記用具、営業許可証に記載の11桁の許可番号 申 予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

問 厚木保健福祉事務所
食品衛生課 ☎046(224)1111
(内線)3256

高齢者肺炎球菌予防接種はお済みですか?

町では、高齢者肺炎球菌予防接種の助成を行っています。本年度に助成を受けられる期間は3月31日(日)までです。対象となる方には申請用紙をお送りしていますので、希望する方は健康推進課で手続きをしてください。期間内に接種を受け

なかった場合は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

平成30年度 高齢者肺炎球菌予防接種対象者

対象	生年月日
65歳となる方	昭和28年4月2日～ 昭和29年4月1日生まれ
70歳となる方	昭和23年4月2日～ 昭和24年4月1日生まれ
75歳となる方	昭和18年4月2日～ 昭和19年4月1日生まれ
80歳となる方	昭和13年4月2日～ 昭和14年4月1日生まれ
85歳となる方	昭和8年4月2日～ 昭和9年4月1日生まれ
90歳となる方	昭和3年4月2日～ 昭和4年4月1日生まれ
95歳となる方	大正12年4月2日～ 大正13年4月1日生まれ
100歳となる方	大正7年4月2日～ 大正8年4月1日生まれ

※過去5年(60カ月)以内に肺炎球菌予防接種を受けた方は、副反応が強く出現する恐れがあるため、対象外となります。

健康づくりに役立てよう! 「健康度見える化コーナー」

町民皆さんが健康をチェックし、健康づくりに関心を持っていただけるよう、気軽に健康度のチェックや相談ができる「健康度見える化コーナー(未病センターあいかわ)」を健康プラザに開設しています。さまざまな測定機器を設置していますので、定期的に測定し、健康づくりにお役立てください。

日 平日の午前8時30分～午後5時
所 健康プラザ1階ホール

◎内容 血管年齢計、骨健康度測定計、脳年齢計、血圧計、体組成計が無料でご利用いただけます。また、保健師や栄養士などに、健康や食事に関する相談ができます。



「インターネットで町の動画を配信中!」
「愛川町チャンネル」で検索してください。
動画サイトYouTubeで、町の魅力的な風景や観光地、イベントの様子などを撮影した動画を配信しています。
問 総務課広報・シテイセルズ班 ☎(内線)3220

小学生の皆さん！ 放課後は「かわせみ広場」へ！

町では、町内12カ所の児童館などを開放し、「かわせみ広場」として小学生に放課後の遊び場を提供しています。事前登録は不要で、無料で利用できます。また、指導員を配置して安全に遊べるように見守りを行っています。ぜひご利用ください。

かわせみ広場の利用方法

①来館

かわせみ広場は平日の午後3時から開館しています。一度家に帰ってから遊びに来てください(未就学時は、保護者同伴で利用できます)。



②受け付け

受け付けで名前と電話番号を記入してください。これは保護者の方へ連絡する場合に必要となります。



③遊びましょう

施設によって違いはありますが、プレイルームでバドミントンや卓球などの運動をしたり、折り紙や塗り絵をしたりと、自由に遊ぶことができます。



④帰宅

かわせみ広場は、好きなときに遊びに来て、好きな時に帰ることができます。気を付けて帰りましょう。



かわせみ広場を実施している施設

- 原白児童館(半原2312-1)
- 両向児童館(半原2683-5)
- 細野児童館(半原498)
- 田代児童館(田代489)
- 春日台児童館(春日台3-6-40)
- 大塚児童館(中津1855-3)
- 六倉児童館(中津2273-3)
- 上熊坂東公民館(中津1157-7)
- 熊坂児童館(中津511)
- 半縄公民館(中津3900-1)
- 二井坂児童館(中津3724-2)
- 桜台児童館(中津7341)

かわせみ広場の開館時間

2月～10月は午後3時～5時
11月～1月は午後3時～4時30分

かわせみ広場の休館日

土曜・日曜・祝日、夏休み期間中(お盆の時期の1週間程度)、冬休み期間中、春休み期間中

※施設によって休館日が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※天候や区の行事などにより、臨時休館する場合があります。

毎月第3日曜日は家庭の日 **あいさつ声かけ運動推進の町** ①生涯学習課青少年教育班 ☎(内線)3643

お楽しみクイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。
正解者の中から抽選で3人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

家電のうち、「家電リサイクル法」に定められた4品目の機器は、捨てる場合に「リサイクル料金」がかかるなど、通常の粗大ごみと異なる処理方法が必要となります。次のうち、この4品目に含まれるのはどの機器でしょうか。

- ①電子レンジ ②掃除機 ③テレビ

応募方法 町内在住の方で、1人1通に限りです。
答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、本紙の感想を必ずご記入の上お送りください。
締め切り日 3月8日(金)郵送の場合は当日消印有効
宛先 ●はがきの場合 〒243-0392 角田251-1 総務課広報・シティセールス班
●ファックスの場合 046(286)5021
●電子メールの場合 e-mail@town.aikawa.kanagawa.jp
正解と当選者は4月1日号でお知らせします。

2月1日号の答えと当選者 正解:①肺 当選者:荻田一平さん・加藤喜弘さん・青木弘子さん

平成30年度下水道作品コンクール

公益財団法人神奈川県下水道公社では、下水道の役割や必要性について子供たちに考えてもらうため、相模川・酒匂川流域に位置する市や町の小学4年生を対象として、下水道に関する作文、ポスター、書道作品を募集する下水道作品コンクールを実施しています。

本年度のコンクールでは、全4,436点の応募作品のうち、町内から次の皆さんが入賞し、2月9日の表彰式で表彰されました。

作文の部 優秀賞

大野杏実さん(中津小4年)

ポスターの部 優秀賞

大野杏実さん(中津小4年)

ポスターの部 入賞

成瀬しずくさん(中津小4年)、

湯原妃夏さん(中津小4年)、

榊原 迪さん(半原小4年)

書道の部 入賞

坂元京美さん(田代小4年)

(学校名は応募時点のもので)



左から湯原さん、榊原さん、大野さん、成瀬さん、坂元さん



大野さんの作品



成瀬さんの作品



湯原さんの作品



榊原さんの作品



坂元さんの作品

伝統の十四歳立志式を開催

2月1日、文化会館ホールで「十四歳立志式」を開催しました。

立志式は、昔の成人の儀式「元服」にならったもので、今年で51回を迎える町の特徴ある伝統行事です。3年生への進級を控えたこの時期に、一人一人の生徒が志を立てるとともに、自身のこれからの生き方を考え、互いに学び合う機会として大切な意味を持っています。

会場には、町内3中学校の2年生が一堂に集まり、「わたしたちの誓い」として両親や友人、先生への感謝の気持ち、将来への思いなどを発表しました。また、冒険家で栄誉町民の荻田泰永さんが講演を行い、冒険の体験談を語るとともに、「人への優しさなどは、時代が変化しても変わらない。皆さんには人間として不変のものを身に付けてほしい」と生徒たちへエールを送りました。



「わたしたちの誓い」の発表



荻田さんへの花束贈呈

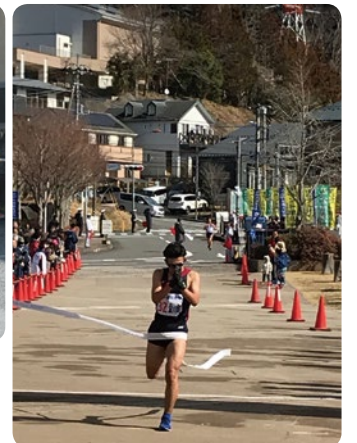
第73回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会

2月10日、県内の30市町が参加した「第73回市町村対抗『かながわ駅伝』競走大会」が開催されました。

愛川町チームは、伸び盛りの学生選手を中心とした若いメンバーでレースに臨み、選手たちは町内やコースの沿道で温かい声援を受けて力走。2時間52分16秒のタイムで、総合16位、町村の部で3位の成績を収めました。渡辺友巳監督は「チーム一丸となって走ることができました。選手も次はもっと上位を狙いたいと言っているので、これからまた来年に向けて練習していきます」と話しました。



第5中継所(厚木市上荻野)でのたすきリレー



愛川町チームのゴール



2019/平成31年

3 March

あいかわカレンダー

1 (金) 議会本会議(3日目) / 法律相談	17 (日) 当番医: 岡本医院
2 (土)	18 (月) 消費生活相談
3 (日) 当番医: 愛川北部病院	19 (火)
4 (月) 消費生活相談	20 (水)
5 (火) 議会本会議(4日目) / 4カ月児健康診査	21 (木) 当番医: 八木クリニック
6 (水)	22 (金) 議会本会議(6日目)
7 (木) 議会本会議(5日目) / 消費生活相談 / ハローワーク就労相談会	23 (土)
8 (金) 人権・行政こまごとの相談	24 (日) 当番医: 愛川北部病院
9 (土)	25 (月) 消費生活相談 / すくすく親子健康相談・ヘルスあっぷ相談
10 (日) 当番医: 石井医院	26 (火)
11 (月) 消費生活相談	27 (水) 交通事故相談 / 1歳6カ月児健康診査
12 (火) 3歳6カ月児健康診査	28 (木) 八菅神社 春の例祭 / 不動産相談 / 消費生活相談 / むし歯予防教室 / 2歳児歯科健診
13 (水) 司法書士法律相談	29 (金)
14 (木) 法律相談 / 行政書士相談 / 消費生活相談 / 10カ月児健康診査	30 (土) 休日納税・相談窓口
15 (金)	31 (日) 休日納税・相談窓口 / 当番医: 愛川北部病院
16 (土)	

今月の日曜・祝日当番医

【診療時間】 午前9時～11時30分 午後2時～4時30分

3日 愛川北部病院 ☎ 046(284)2121 角田 281-1

10日 石井医院 ☎ 046(281)2105 半原 2266-1

17日 岡本医院 ☎ 046(281)0114 半原 4431

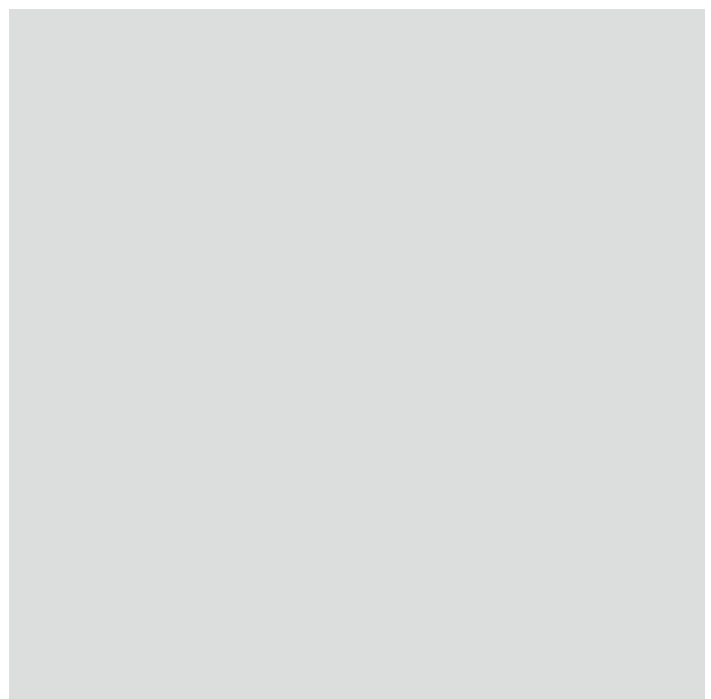
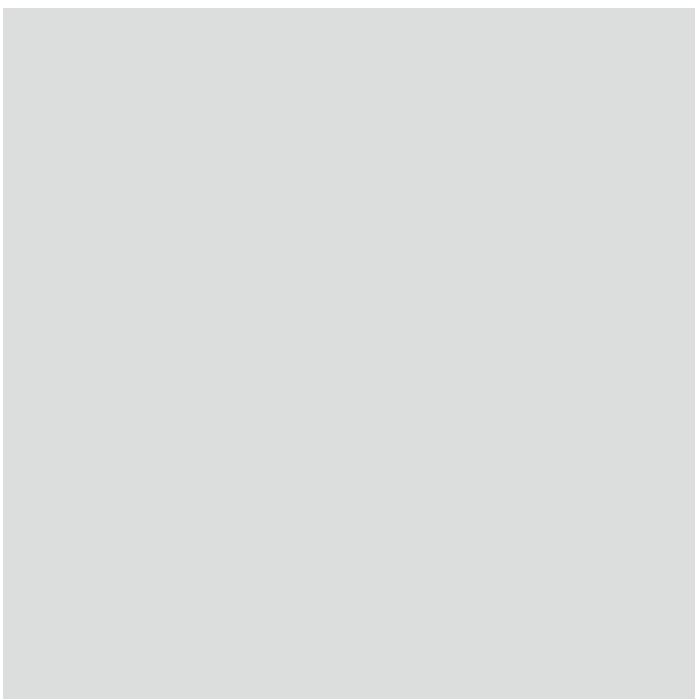
21日 八木クリニック ☎ 046(280)1888 半原 2724-1

24日 愛川北部病院 ☎ 046(284)2121 角田 281-1

31日 愛川北部病院 ☎ 046(284)2121 角田 281-1

その他の休日(昼間・夜間)、平日(夜間)の救急診療
厚木市休日夜間急患診療所(厚木市メジカルセンター)
☎ 046(297)5199 厚木市水引 1-16-45

※都合により変更する場合がありますので、電話で確認してからお出掛けください。



町の財源確保のため、有料広告を掲載しています。広告の内容については広告主へ、広告掲載については株式会社横浜メディアアド(☎045(450)1804)へお問い合わせください。

2月1日現在の人口と世帯()内は前月比 ◎人口 40,461人(−39): 男 21,108人(−31) 女 19,353人(−8) ◎世帯数 18,129世帯(1) ※住民基本台帳登録人口・世帯数